

# 高圧ガスの燃料装置に係る

## 審査方法が変更になります。

圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車の駆動用燃料システムにおいては、道路運送車両及び高圧ガス保安法の二法令による規制が適用されておりましたが、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律が制定されたことに伴い、道路運送車両法に規制が一元化される改正が行われ、令和5年12月21日付けで施行されました。

これに伴い、国土交通省では、指定自動車整備事業者等が行う燃料電池車等のガス容器等再試験の取扱いについて、別紙1のとおり「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱い要領」を定める通達がありましたのでお知らせします。

また、独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規定の一部も改正され、独立行政法人自動車技術総合機構においては、圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く）について、道路運送車両法、第59条に基づく新規検査、同法第62条に基づく継続検査又は同法第71条に基づく予備検査を受検する場合は別紙2「ガス容器等再試験結果証明書」の提出が必要となりますのでお知らせします。